

第78回国民スポーツ大会関東ブロック大会宿泊等業務委託 仕 様 書

1 件名

第78回国民スポーツ大会関東ブロック大会宿泊等業務委託

2 履行期間

仮契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

契約は「第78回国民スポーツ大会関東ブロック大会実行委員会」と締結することとするが、実行委員会が設立されるまでは、公益財団法人山梨県スポーツ協会と仮契約を締結することとする。

3 開催概要

- (1) 競技開催地 別添資料1のとおり
- (2) 会 期 令和6年6月～8月 ※一部競技は12月
- (3) 参加者 監督・選手 約6,000人
本部役員・競技役員等 約1,000人 計 約7,000人

4 業務内容

- (1) 令和6年に開催される「第78回国民スポーツ大会関東ブロック大会」に参加する監督・選手、本部役員、競技役員の宿泊施設の選定、確保及び宿泊手続き並びに宿泊に関する紛議などの調整及び斡旋等の宿泊手配にかかわる業務全般。
- (2) 令和6年に開催される「第78回国民スポーツ大会関東ブロック大会」に参加する監督・選手、本部役員、競技役員の弁当の手配に関する業務全般。
- (3) 大会参加者に対する宿泊及び食事(弁当)の提供に関して、事故等が発生した場合における関係機関等への連絡、協議等の対応。また、苦情、トラブルに対処するための責任体制の確立。
- (4) 関東ブロック大会における宿泊業務を円滑に実施するための関係機関（山梨県福祉保健部衛生薬務課、山梨県旅館生活衛生同業組合等）に対する協力依頼。

5 宿泊関係業務

- (1) 宿泊施設の選定
 - ア 宿泊施設は、旅館業法に基づき知事の営業許可を受けた旅館・ホテルを利用する。
 - イ 風紀、衛生及び防災上支障があると認められる施設は利用しないものとする。
 - ウ 宿泊施設は競技会場地市町村又はその近隣市町村に確保すること。
 - エ 可能な限り、駐車場を有する施設を手配すること。無い場合は、周辺の有料駐車場を案内すること。
 - オ 一人当たりの宿泊料金単価(1泊2食、消費税・サービス料込み、入湯税の課税施設について)

ては入湯税込み)は9,000円から13,000円の範囲とする。

カ 一人あたりの宿泊に要する広さは、3.3㎡(2畳)以上とする。

キ 監督・選手、役員等に提供する食事は、衛生的かつスポーツ選手の食事として十分なボリュームと栄養バランスの取れたものを提供する。

ク 宿泊取消料について明記すること。

※入宿後、競技結果により宿泊を取り消す場合などを考慮した宿泊取消料も明記すること。

ケ 事前に申し出た場合の欠食控除について、申し出期限・控除料金等を明記すること。

コ 競技開始、終了時間等の都合により、朝食や夕食の提供時刻が通常と異なる時間となる場合などについても対応すること。

サ 宿泊時の緊急医療体制を確保すること。

(2) 配宿

ア 競技種目・種別ごとに都県別に、同一宿舎とすること。

イ 監督・選手の宿泊施設は、特に競技会場までのアクセスの効率性に十分留意し、かつ都県別・男女別の合理性を考慮して配宿すること。

ウ 監督・選手が一般利用客と同宿となる場合は、監督・選手及び一般利用客がともに安静に休息がとれるよう十分な配慮がされた配宿や部屋割りをすること。

エ 競技役員等の宿泊施設は、できる限り監督・選手と同一または近隣の宿泊施設とすること。

オ 各都県へ宿泊先決定通知をすること。

カ 各種の通知等の文書は、第78回国民スポーツ大会関東ブロック大会山梨県実行委員会(以下、「実行委員会」という。)設立後は、実行委員会事務局発信で行うこと。それまでの間は、公益財団法人山梨県スポーツ協会(以下、「山梨県スポーツ協会」という。)発信で行うものとする。

キ その他、宿泊業務を円滑に進めるために必要な業務の遂行。(宿泊申し込み受け付け、宿泊業務体制、大会当日の対応、宿泊者名簿の作成等を明記すること。)

(3) 申込・変更・取消方法

ア 申込は、あらかじめ山梨県スポーツ協会のホームページにリンクできるよう設定した専用ホームページにより一元管理し、各都県競技団体等が該当事項を入力して行うものとする。

イ 変更・取消しの方法について、申込者の申し出時期による違いが生じる場合は、その旨明記すること。

(4) 宿泊の取り扱い

ア 取り扱い方法は斡旋とする。

(宿泊費の精算は宿泊者若しくはその代表者が、直接宿舎で行うものとする。)

6 弁当関係業務

(1) 弁当の手配

ア 実行委員会に対して、事前に弁当の内容を確認できるようにすること。

イ 弁当は、単価900円(お茶付き、消費税込み)とすること。

(2) 衛生的で、栄養バランスのとれた標準献立を作成し、保冷車で運搬・提供すること。

- (3) 弁当の案内、申込書の作成及び発送を行うこと。
- (4) 弁当代金の徴収・精算を行うこと。
- (5) 万が一、食中毒等の事故が発生した場合は、迅速で適切かつ誠実な対応をすること。
- (6) 弁当取消料について明記すること。
- (7) 申込・変更・取消方法
 - ア 申込は 5(3)の専用ホームページにより、各都県競技団体等が該当事項を入力して行うものとする。
 - イ 変更・取消の方法について、申込者の申し出時期による違いが生じる場合は、その旨明記すること。
- (8) その他
 - ア 弁当の手配に関する業務を円滑に実施するために、引渡し方法・空容器の回収方法等について明記すること。
 - イ 各種の通知文書は、実行委員会事務局(設立前は、山梨県スポーツ協会)名で行うこと。

7 総合対応

- (1) 申込システムを構築し、専用電話、デスク及び担当者を配置し、対応すること。
- (2) 業務の実施にあたっては、実行委員会(設立前は、山梨県スポーツ協会)の指示、並びに大会実施要項等に従い、誠実かつ的確に業務を実施すること。
- (3) 事故対応等については、実行委員会事務局(設立前は、山梨県スポーツ協会)と協議のうえ、調整・斡旋すること。
- (4) 宿泊施設での監督・選手、役員等のチェックイン、チェックアウトについては、スケジュールを十分把握したうえで、不測の事態に備えること。

8 結果報告

大会終了後、令和7年1月31日までに、委託業務の実施結果報告書を作成し提出すること。

9 業務委託料

本委託業務にかかる経費は、宿泊総販売取扱手数料、弁当総販売取扱手数料等の範囲に含むものとする。

10 権利義務の譲渡等

この契約については、権利または義務を第三者に譲渡、承継してはならない。実行委員会設立後、本契約締結後も同様とする。

11 疑義の解釈

この仕様書に定めのない事項や実施要項の変更に伴い、改めて定める必要がある場合、またはこの仕様書の内容に疑義が生じた場合は、速やかに実行委員会事務局(設立前は、山梨県スポーツ協会)と協議して定めるものとする。

1 2 その他

(1) 廃棄物の適正処理

業務上発生する廃棄物の排出量をできる限り抑制するとともに、廃棄物に関して適正な処分を行うこと。

(2) 法令順守

受託者は、委託業務の実施に当たっては、本契約締結前においても、この仕様にに基づき、法令等を十分に順守しなければならない。

(3) 個人情報保護

受託者は、個人情報の保護の重要性に照らして、適正な取り扱いを行い、個人の権利利益を侵害することの無いように努めなければならない。

(4) 守秘義務

受託者は、この委託業務の履行により知り得た情報を第三者に漏らしたり、悪用してはならない。業務終了後も同様とする。